

## 群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター利用料規程

平成 31. 4. 1 制 定

改 正 令和 2. 2. 28

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター規程（以下「センター規程」という。）第 7 条 2 項の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター（以下「センター」という。）の利用料に関し必要な事項を定める。

### (利用料)

第 2 条 センターを利用する者は、原則として、利用日前日までに 1 人 1 日につき 10,000 円（税別）の利用料を納めなければならない。

2 前項の規程に関わらず、センター長が特に必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の利用料は、いかなる理由があっても返還しない。

### (徴収方法)

第 3 条 学内利用者は、本学から通知する徴収方法によるものとする。

2 学外利用者は、本学から通知する請求書により、指定された期日までに振り込まなければならない。

### (事 務)

第 4 条 センター利用料の事務は、総務課において処理する。

### (規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、大学院医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。